

日バス協労安第327号
令和6年10月18日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省物流・自動車局長より別添のとおり周知依頼がありました。
つきましては、本通達の趣旨をご理解いただき、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

■主な変更点

- ・ 貨物軽自動車運送事業者も自動車事故報告等の取扱要領の対象となります。
- ・ 事故報告書の運転者の健康状態に起因する事故の調査事項（別表2）において、以下の項目が追加されます。
 - ① 脳疾患、心臓疾患のスクリーニング検査の受診状況
 - ② 事故前後の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査の受診状況
 - ③ 事故前後の睡眠時無呼吸症候群精密診断（検査）の状況
 - ④ 事故前後の視野障害スクリーニング検査の受診状況
 - ⑤ 事故前後の視野障害精密診断（検査）の状況

担当：労務・安全部（泉・池田）
電話：03-3216-4015